

法律名：内航海運組合法

1. 案内情報

- 手続名 : 内航海運組合連合会設立の発起人の人数の緩和の承認
手続根拠 : ・内航海運組合法第 58 条 (第 26 条準用)
手続対象者 : 内航海運組合連合会設立の発起人
提出時期 : 設立の発起人が 10 人未満で海運組合を設立しようとするとき
提出方法 : 特に規定なし
手数料 : なし
添付書類・部数 : 特になし
申請書様式 : 特になし
記載要覧・記載例 : 下記提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 :
国土交通省海事局国内貨物課 03 - 5253 - 8627 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : ・内航海運組合連合会の発起人の人数について 2 人に満たない特別な事情があると認められること。
標準処理期間 : 3 週間
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)